

議案第 4 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 2（第 1 7 条関係）備考第 1 項及び第 2 項中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成 2 4 年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号参考資料

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>別表第 2 (第 1 7 条関係)</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>備考</p> <p>1 人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 7 5 歳以上人口による。</p>	<p>別表第 2 (第 1 7 条関係)</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>備考</p> <p>1 人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割については、前年度の 3 月 3 1 日現在の住民基本台帳に基づく満 7 5 歳以上人口による。</p>